第十条の前の見出し中「等」を「に準ずる手当」に改める。

第十一条第一項中「及び第六条の四（第四項を除く。）」を削り、「若しくは第四項又は第六条の四（第四項を除く。）」を「又は第三項」に改める。

（人事院規則九―五五―一二五の一部改正）

第八条　人事院規則九―五五―一二五（人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「及び第六条の二」を削り、同条第三項中「及び附則第八条第一項第五号」を削り、同条第七項中「から第四項まで、第五条第三項、第六条の四及び」を「及び第三項、第五条第三項並びに」に改め、同項第三号中「第四条第四項第二号」を「第四条第四項第二号」に改め、同号ロ及び同項第四号中「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改め、同条第八項中「及び附則第九条第一項第三号」を削り、同条第九項を削り、同条第十項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第四条第五項」を「第四条第四項」に改め、同項を同条第十一項とする。

附則第三条第一項中「及び第六条の二」を削り、同条第三項中「第四条第二項から第四項まで、第五条第三項、第六条の四及び」を「第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに」に、「第四条第五項第一号」を「第四条第四項第一号」に、「第四条第二項から第四項まで、第五条第三項又は」を「第四条第二項若しくは第三項、第五条第三項又は」に、「から第十項まで」を「及び第九項」に改める。

附則第四条第一項中「及び第六条の二」を削り、同条第二項中「第四条第二項から第四項まで、第五条第三項、第六条の四及び」を「第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに」に、「第四条第二項から第四項まで、第五条第三項又は」を「第四条第二項若しくは第三項、第五条第三項又は」に、「から第十項まで」を「及び第九項」に改める。

附則第五条第一項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「、第六条の四及び」を「並びに」に、「から第十項まで」を「及び第九項」に改める。

附則第六条の見出し中「第四条第五項第二号」を「第四条第四項第二号」に改め、同条第一項中「第四条第五項第二号」を「第四条第四項第二号」に、「から第四項まで」を「及び第三項」に、「、第六条の四及び」を「並びに」に、「から第十項まで」を「及び第九項」に改め、同条第二項中「第四条第五項」を「第四条第四項」に改める。

附則第七条中「第四項まで」を「第三項」に改める。

附則第八条から第十条までを削り、附則第十一条を附則第八条とする。

（人事院規則九―一〇二の一部改正）

第九条　人事院規則九―一〇二（研究員調整手当）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（人事院規則九―一〇七の一部改正）

第十条　人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員の俸給月額等の端数計算）の一部を次のように改正する。

題名中「再任用短時間勤務職員の俸給月額等」を「再任用短時間勤務職員等の俸給月額」に改める。

第二項を削り、第一項の項番号を削る。

（人事院規則九―一二一の一部改正）

第十一条　人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（人事院規則九―一二二の一部改正）

第十二条　人事院規則九―一二二（専門スタッフ職調整手当）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（人事院規則九―一三五の一部改正）

第十三条　人事院規則九―一三五（原子力安全基盤機構解散法附則第五条の規定による特別の手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「附則第八項及び第十項、任期付職員法第七条第四項、規則九―五五第六条の二及び第六条の四並びに規則一六―〇第四十四条の規定により読み替えられた同規則第十三条、第十五条及び第十六条」を「任期付職員法第七条第四項」に改める。

第七条中「、規則九―一七（俸給の特別調整額）第三条」を削り、同条後段を削る。

（人事院規則一五―一四―三二の一部改正）

第十四条　人事院規則一五―一四―三二（人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

（人事院規則一六―〇の一部改正）

第十五条　人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十四条」に改める。

第三十四条第一項中「同法第十七条の四第二項第二号又は第十七条、第三十三条の二第一項若しくは第二項」を「第十七条の四第二項第二号又はこの規則第十七条、第三十三条の二各項」に、「同法第四条の三若しくは同法第四条の四又は第十八条」を「補償法第四条の三若しくは第四条の四又はこの規則第十八条」に、「同法第十四条の二第一項第二号」を「補償法第十四条の二第一項第三号」に改め、同条第二項中「同法」を「補償法」に改める。

第四十四条を削り、第四十五条を第四十四条とする。

（人事院規則一六―二の一部改正）

第十六条　人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を次のように改正する。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とする。

（人事院規則二四―〇の一部改正）

第十七条　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し、同項及び附則第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十五条中規則一六―〇第三十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八―八五

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号を次のように改める。

一　次のいずれかに掲げる要件を満たすこと。

イ　職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと（特定幹部職（規則八―一二（職員の任免）第十八条第三項に規定する特定幹部職をいう。ロにおいて同じ。）に昇任したことを除く。）。

ロ　職員を昇格させようとする日に当該職員が特定幹部職に昇任し、かつ、第三号イ及びハに掲げる要件を満たすこと。

附　則

この規則は、公布日から施行する。